

関原発 第562号
2022年 2月28日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第2号機発電用原子炉施設に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

平成28年10月7日付け関原発第321号で申請（平成30年3月20日付け関原発第435号、平成30年4月20日付け関原発第47号、平成30年7月4日付け関原発第203号、平成30年8月20日付け関原発第260号、平成30年12月5日付け関原発第416号、平成31年2月1日付け関原発第505号、平成31年2月6日付け関原発第513号、平成31年4月4日付け関原発第4号、2019年5月16日付け関原発第69号、2019年6月24日付け関原発第116号、2019年8月23日付け関原発第205号、2020年1月31日付け関原発第511号、2020年2月26日付け関原発第543号、2020年3月24日付け関原発第618号、2020年4月7日付け関原発第23号、2021年4月30日付け関原発第23号及び2021年8月2日付け関原発第293号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第2号機発電用原子炉施設に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第2号機

使用前検査申請書番号

関原発第321号（平成28年10月 7日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第435号（平成30年 3月20日）

関原発第 47号（平成30年 4月20日）

関原発第203号（平成30年 7月 4日）

関原発第260号（平成30年 8月20日）

関原発第416号（平成30年12月 5日）

関原発第505号（平成31年 2月 1日）

関原発第513号（平成31年 2月 6日）

関原発第 4号（平成31年 4月 4日）

関原発第 69号（2019年 5月16日）

関原発第116号（2019年 6月24日）

関原発第205号（2019年 8月23日）

関原発第511号（2020年 1月31日）

関原発第543号（2020年 2月26日）

関原発第618号（2020年 3月24日）

関原発第 23号（2020年 4月 7日）

関原発第 23号（2021年 4月30日）

関原発第293号（2021年 8月 2日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2021年4月30日付け関原発第23号の申請書記載事項

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
------------------	--------

(変更後)

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
------------------	--------

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

申請対象となる発電用原子炉施設の一部変更※に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」を変更する。

※特定重大事故等対処施設に関する工事計画にて改造を行う設備について、本申請対象から除き2019年7月9日付け関原発第142号(以降に実施した使用前検査申請書の記載内容変更を含む)にて検査を受検する。

(変更前)

2021年4月30日付け関原発第23号の申請書記載事項

別紙

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設に係るもの

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設※
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設
- ・その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 8 敷地内土木構造物
 - 9 緊急時対策所

※使用済燃料ピット用中性子吸収体は制御棒クラスタに限る。

(変更後)

別紙

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設に係るもの

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設^{※1}
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設^{※2}
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設^{※3}
- ・その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 8 敷地内土木構造物
 - 9 緊急時対策所

※1：使用済燃料ピット用中性子吸収体は制御棒クラスタに限る。

※2：制御用空気設備の主配管「弁（2V-6204A、B）～弁（2V-6269B、C）」及び「弁（2MOV-6202、6203）～格納容器貫通部PEN#332、378」のうち、新たに工事計画の認可（令和元年10月24日付け原規規発第1910243号）を受け本申請とは別の申請（2019年7月9日付け関原発第142号（以降に実施した使用前検査申請書の記載内容変更を含む））を行った範囲については、本申請から除く。

※3：原子炉格納容器本体の「原子炉格納容器」、固定式配管貫通部の「388」、電気配線貫通部「602、676」及び格納容器安全施設の主配管「内部スプレクーラ出口分岐点～外部遮へい壁貫通部」のうち、新たに工事計画の認可（平成31年4月25日付け原規規発第1904256及び令和元年10月24日付け原規規発第1910243号）を受け本申請とは別の申請（2019年7月9日付け関原発第142号（以降に実施した使用前検査申請書の記載内容変更を含む））を行った範囲については、本申請から除く。